## 東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成24年度 不適合管理委員会報告情報(平成24年11月12日(月)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年11月12日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし 区分 II: 該当なし 区分 III: 該当なし その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		主油タンク循環フラッシング時において、油移送ポンプ運転中にも係らず油フィルタ装置差圧計の指示不良(固着)が認められたため、当該差圧計を点検・修理。	GⅢ	
2		残留熱除去機器冷却系(B)において、調圧タンクの水位低下が認められたため、現場を確認したところ当該系統の熱交換器(D)冷却管からの漏えいが推定されることから、当該熱交換器を点検。	GⅢ	
3		原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(C)渦流フィルターブロー弁の手動開閉操作時において、動作不良(弁ハンドル操作が重い)が認められたため、当該弁を点検。	GⅢ	